

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて

【事業系ごみ専門部会審議結果報告】

【諮問内容】

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて（うち、収集運搬手数料部分のみ）

【総括】（詳細は次ページ以降参照）

項目	専門部会における判断
手数料算出	「収集運搬経費」÷「ごみ処理量」とする原価計算方式に基づき手数料算出することは適切である。
改定時期	最低半年程度の周知期間は必要である。
激変緩和措置	収集運搬手数料について激変緩和措置は必須とは言えない。
定期見直し	5年に1回の周期で見直しの検討をすることが適切である。

事務局案については適正と判断するが、廃棄物の収集運搬に当たっては、定額制などの収集方法や夜間収集などの料金の割増など手数料に係る様々な要素が存在するため、その点について今後配慮願いたい。

【手数料算出について】

1 当時の基礎単価算出方法

これまでの基礎単価算出は、次の家庭系可燃ごみに係る数値を用いている。

「収集運搬経費(車両購入等経費除く)」÷「ごみ処理量」

※家庭系可燃ごみ収集運搬経費

「人件費」、「収集運搬に係る歳出」及び「車両に係る減価償却」から算出

直近の改正は平成12年度。平成6年度～平成10年度の過去5か年平均から

17円/kgと設定した。



この考え方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項の解釈である「原価計算方式」により算出するという考えにも合致する。

2 基礎単価算出方法の修正

今回も同様の算出方法をベースとするものの、次の点について修正を行い、基礎単価算出を行う。

○車両購入等経費を収集運搬経費に含む。

ごみ収集に当たっては車両の存在は欠かせないものであるため

○有料化・戸別収集事業に要した経費を収集運搬経費から差し引く。

事業系ごみ収集が、有料化導入前の集積所収集類似の方法であることが当時の原価算出を用いる主な理由となっていたため

3 基礎単価の試算

上記前提より、平成29年度～令和3年度の5か年平均で基礎単価を算出する。

	①収集運搬経費 (②・③除く。) (円))	②車両購入 等経費(円)	③有料化・戸 別収集事業 経費(円)	収集運搬経費 合計 (①+②)(円)	処理量 (kg)	単価 (円/kg)
H29	425,639,214	17,928,000	0	443,567,214	20,025,000	<u>22.15</u>
H30	438,694,993	0	0	438,694,993	19,660,000	<u>22.31</u>
R1	458,079,073	5,889,024	163,076,939	463,968,097	18,472,000	<u>25.12</u>
R2	462,406,474	1,850,640	215,559,000	464,257,114	17,289,000	<u>26.85</u>
R3	411,440,660	11,127,600	202,705,265	422,568,260	17,084,000	<u>24.73</u>



過去5年の単価平均は約「24.23円」となり、

基礎単価は24円が適正と考える。

なお、廃棄物の収集運搬に当たっては、定額制などの収集方法が採用されることや夜間収集などの料金の割増など手数料に係る様々な要素が存在するため、その点について今後配慮願いたい。

【手数料改定時期について】

手数料改定時期については、次の内容を加味する必要があると考える。

○早期の状況改善

約20年間据え置きの状態であり、その中で人件費・原材料費等の高騰は現在も続いていることから、早期に状況改善を図る必要があること

○収集運搬業者及び排出事業者の準備期間

上限額の引き上げであるため、必ずしも金額が変更となるかはわからない要素はあるものの、収集運搬業者及び排出事業者においても、準備期間として一定の周知期間が必要となること

➡ **最低半年程度の周知期間**は必要であると考ええる。

【激変緩和措置の必要性について】

上限額引き上げにより、排出事業者への影響も考慮した段階的な金額引き上げの必要性について、次の内容を加味する必要があると考える。

○早期の状況改善

人件費・原材料費等の高騰の負担が生じている収集運搬業者への早急な対応の必要性があること

○収集運搬業者及び排出事業者の準備期間

条例による上限額引き上げはあるものの、契約金額が引き上げとなるか否かは、収集運搬業者と排出事業者との契約に委ねられており、双方での調整により、激変緩和対応が行われる余地が一定程度存在する内容であること

➡ **激変緩和措置が必須**とは言えないと考える。

【定期的な見直しについて】

今回のような、約20年間据え置きの状態が発生しないためにも、定期的な見直しについて整理する必要があると考える。

基礎単価算出を過去5か年平均から行っていること

➡ **5年に1回の周期で見直しの検討**を行うことが適正と考える。

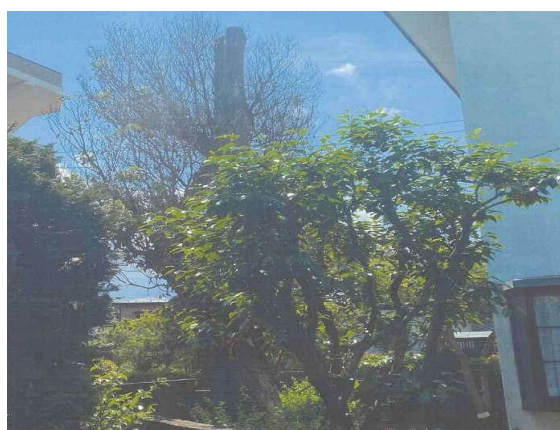
自然緑地保存樹木 枯死

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
126	海老名市上郷1-8-33	タブノキ	17m	2.1m	10.0m	78.5 m ²

○案内図



○写真



○指定解除の理由

樹木が枯死し、倒木の危険性があるため伐採。

※当初指定年月日：平成7年9月1日

空間放射線量測定に係る測定頻度の変更について

1 経緯

東日本大震災（平成 23 年 3 月）以降、当市では、同年 7 月より市内の空間放射線量測定を開始し、同年 10 月に市の放射線暫定基準値（0.23 マイクロシーベルト/h）を定めた。また、暫定基準値を超えた放射線量を検出した地点の土壌を除去し、消防署南分署に保管。平成 25 年度より、市内 9 か所を定点とした空間放射線量及び消防署南分署保管土壌の放射線量を測定してきた。

2 変更理由

平成 25 年度～令和 2 年度まで、2 か月に 1 回（年 6 回）測定してきた。

東日本大震災より 10 年が経過し、測定値が一貫して低い値を維持していることから、周辺自治体の動向も鑑みながら、令和 3 年度より、4 か月に 1 回（年 3 回）測定に変更した。

過去 10 年間の定点測定において、一度も暫定基準値を超過する箇所はない。

測定開始 10 年間の平均値・・・0.04 マイクロシーベルト/h

暫定基準値・・・0.23 マイクロシーベルト/h

- ・過去 10 年間の結果は別紙 1 「地点別年間平均値一覧」参照
- ・計測地点は別紙 2 「海老名市内 空間放射線量（定点測定）測定場所」参照

3 変更内容

（1）令和 5 年 4 月 1 日～ 測定頻度を 1 回/年に変更

（2）令和 6 年 4 月 1 日～ 休 止

※市民による測定依頼に応じて希望箇所を測定する事業は継続。

4 県内他自治体の空間放射線量測定状況

別紙 3 のとおり

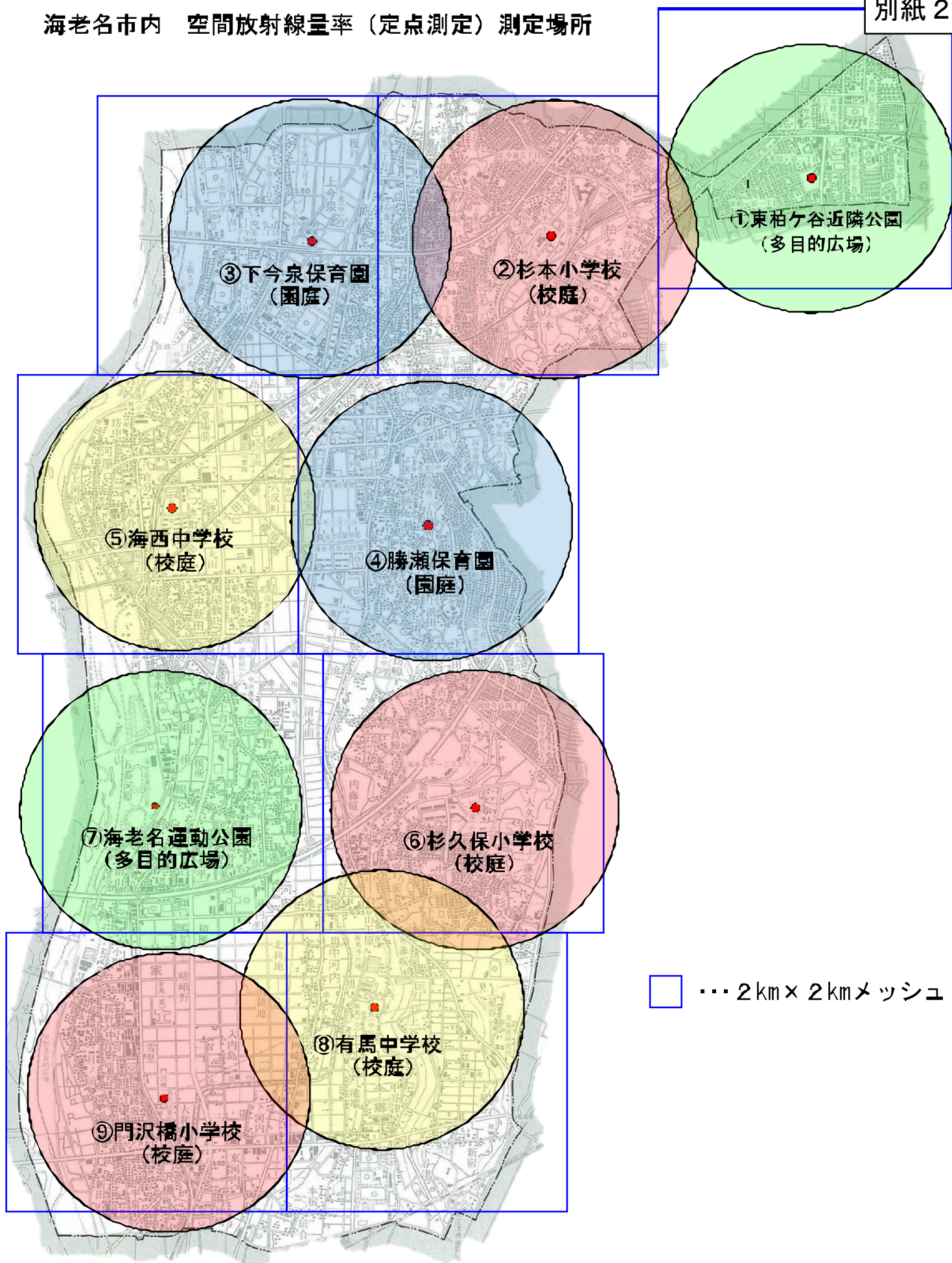
海老名市空間放射線量定点測定 地点別年間平均値一覧

海老名市 暫定基準値：0.23

	測定場所	測定箇所	測定地点	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
1	下今泉保育園	園庭	50cm	0.040	0.038	0.033	0.033	0.037	0.037	0.032	0.032	0.032	0.032	0.035
			1 m	0.042	0.038	0.031	0.031	0.038	0.035	0.034	0.034	0.033	0.033	0.035
2	勝瀬保育園	園庭	50cm	0.034	0.033	0.037	0.037	0.035	0.033	0.038	0.034	0.034	0.036	0.035
			1 m	0.033	0.033	0.037	0.037	0.036	0.033	0.035	0.033	0.032	0.037	0.035
3	門沢橋小学校	校庭	50cm	0.037	0.034	0.039	0.039	0.037	0.032	0.035	0.035	0.035	0.034	0.036
			1 m	0.038	0.036	0.039	0.039	0.037	0.033	0.037	0.037	0.036	0.035	0.037
4	杉久保小学校	校庭	50cm	0.038	0.033	0.032	0.032	0.032	0.032	0.029	0.030	0.034	0.029	0.032
			1 m	0.037	0.034	0.035	0.035	0.035	0.031	0.028	0.030	0.038	0.030	0.033
5	杉本小学校	校庭	50cm	0.030	0.028	0.027	0.027	0.029	0.026	0.021	0.032	0.027	0.024	0.027
			1 m	0.031	0.029	0.030	0.030	0.030	0.029	0.023	0.023	0.030	0.028	0.028
6	有馬中学校	校庭	50cm	0.031	0.031	0.030	0.030	0.030	0.029	0.026	0.026	0.035	0.028	0.030
			1 m	0.033	0.031	0.030	0.030	0.029	0.028	0.026	0.026	0.038	0.028	0.030
7	海西中学校	校庭	50cm	0.033	0.031	0.035	0.035	0.033	0.030	0.034	0.034	0.034	0.033	0.033
			1 m	0.034	0.034	0.036	0.036	0.033	0.030	0.034	0.032	0.031	0.033	0.033
8	東柏ヶ谷近隣公園	多目的広場	50cm	0.043	0.040	0.038	0.038	0.038	0.039	0.035	0.035	0.035	0.035	0.038
			1 m	0.041	0.039	0.037	0.037	0.038	0.037	0.033	0.033	0.037	0.034	0.037
9	海老名運動公園	多目的広場	50cm	0.034	0.032	0.037	0.037	0.035	0.031	0.031	0.031	0.033	0.033	0.033
			1 m	0.035	0.032	0.037	0.037	0.036	0.032	0.033	0.033	0.035	0.034	0.034
	消防署南分署 訓練塔	C塔保管庫内	50cm	0.075	0.072	0.072	0.076	0.090	0.083	0.077	0.083	0.076	0.084	0.079
			1 m	0.081	0.075	0.075	0.073	0.071	0.065	0.065	0.068	0.065	0.064	0.070
		シャッター前	50cm	0.051	0.049	0.047	0.047	0.052	0.047	0.046	0.045	0.049	0.045	0.048
			1 m	0.052	0.052	0.050	0.050	0.048	0.046	0.048	0.045	0.047	0.044	0.048
		南側側面階段前	50cm	0.052	0.050	0.048	0.050	0.053	0.047	0.046	0.045	0.049	0.046	0.049
			1 m	0.055	0.050	0.053	0.051	0.050	0.048	0.047	0.043	0.048	0.045	0.049
		シャッター横 東側	50cm	0.061	0.066	0.065	0.060	0.062	0.057	0.057	0.056	0.059	0.057	0.060
			1 m	0.063	0.065	0.061	0.062	0.052	0.050	0.053	0.050	0.053	0.052	0.056
		災害用土のう前	50cm	0.040	0.036	0.038	0.035	0.034	0.036	0.033	0.036	0.039	0.041	0.037
			1 m	0.040	0.036	0.037	0.036	0.036	0.038	0.036	0.033	0.038	0.042	0.037

単位：μSv/h（マイクロシーベルト毎時）

0.040



県内市町村空間放射線量測定状況集計結果

	市町村名	実施の有無 (休止時期が確認できた場合は時期を記載)
1	横浜市	実施（保土ヶ谷区にモニタリングポスト有（ホームページより））
2	川崎市	H28年度末をもって休止
3	相模原市	実施（モニタリングポストはR3年度をもって休止）
4	横須賀市	実施（横須賀基地内などに18カ所モニタリングポスト有（ホームページより））
5	平塚市	実施（公園内等）1回/年
6	鎌倉市	実施（環境施設課、警防救急課等）1回/週 等
7	藤沢市	実施（環境保全課）2回/月
8	小田原市	H27年度をもって休止
9	茅ヶ崎市	H29年度をもって休止
10	逗子市	H26年度をもって休止（ホームページより）
11	三浦市	R3年度をもって休止（ホームページより）
12	秦野市	H30年度をもって休止
13	厚木市	実施（生活環境課）4回/年
14	大和市	R2年度をもって休止
15	伊勢原市	H29年度をもって休止
16	海老名市	R5年度まで実施
17	座間市	H24年度をもって休止
18	南足柄市	実施（防災安全課）2回/年
19	綾瀬市	R3年度をもって休止
20	葉山町	実施（ホームページより）
21	寒川町	H30年度をもって休止
22	大磯町	測定なし（ホームページより）
23	二宮町	H23～26のみ実施（ホームページより）
24	中井町	測定なし（ホームページより）
25	大井町	H30年度をもって休止
26	松田町	H24年度をもって休止
27	山北町	測定なし（ホームページより）
28	開成町	測定なし
29	箱根町	H27年度をもって休止
30	真鶴町	H30年度をもって休止
31	湯河原町	測定なし
32	愛川町	R元年度をもって休止
33	清川村	実施（防災交通係）

※「測定なし」には、休止時期が不明、測定記録が不明な場合等を含む

家庭用生ごみ処理機職員利用状況アンケートの結果について

1 調査目的

市職員に生ごみ処理機の補助制度がどのように浸透しているか、また、生ごみを減量する意識がどの程度あるかなどを確認し、今後の周知方法及び生ごみ減量の啓発に活用するため。

2 調査結果

(1) 期間

令和5年5月19日（金）～ 同年6月19日（月）

(2) 対象

正規職員、任期付き職員及び再任用職員（873名）

(3) 回答方法

e-kanagawa 電子申請システム又は紙

(4) 回答数

441件（回答率50.5%）

※紙での回答なし

(5) 調査結果

別添のとおり

(6) 総括

○認知度及び利用率について

回答者の半数以上が居住地の生ごみ処理機の補助制度を知っており、約1割が生ごみ処理機を利用しているという結果になった。

○利用していない理由について

生ごみ処理機を利用していない理由として、設置場所がないという回答が160件を超えた。

○補助金以外の支援について

レンタル等の支援が受けられる場合、生ごみ処理機の導入を検討する職員は約半数となった。

⇒アンケート結果は、家庭系ごみ減量化施策検討の基礎資料として活用

(7) 報告予定

環境審議会にて報告



令和5年度 家庭用生ごみ処理機職員利用状況アンケート

海老名市 経済環境部 環境政策課

対象者・回答率

【対象者】

正規職員、任期付職員及び再任用職員

【実施期間】

令和5年5月19日 ～ 令和5年6月19日

【回答率】

対象者: 873

回答数: 441

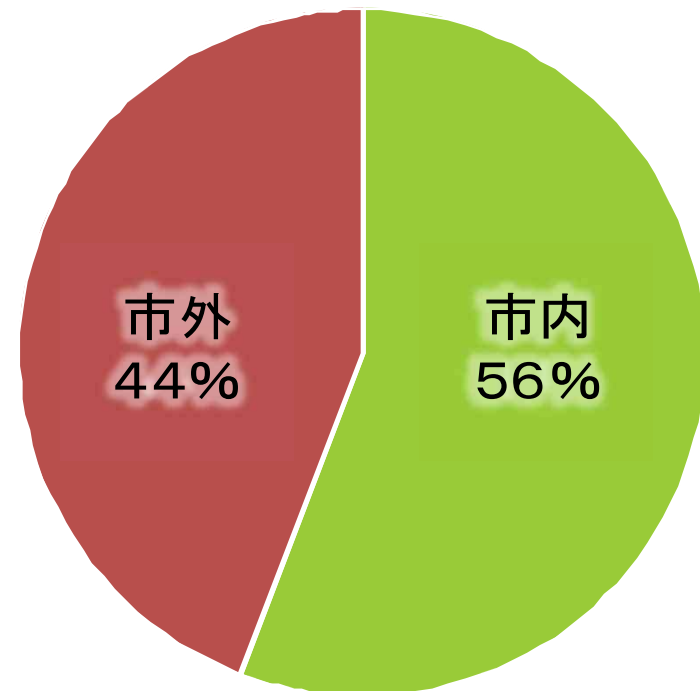
回答率: 50. 5%



※端数処理の都合上、合計値が100%にならない場合があります。

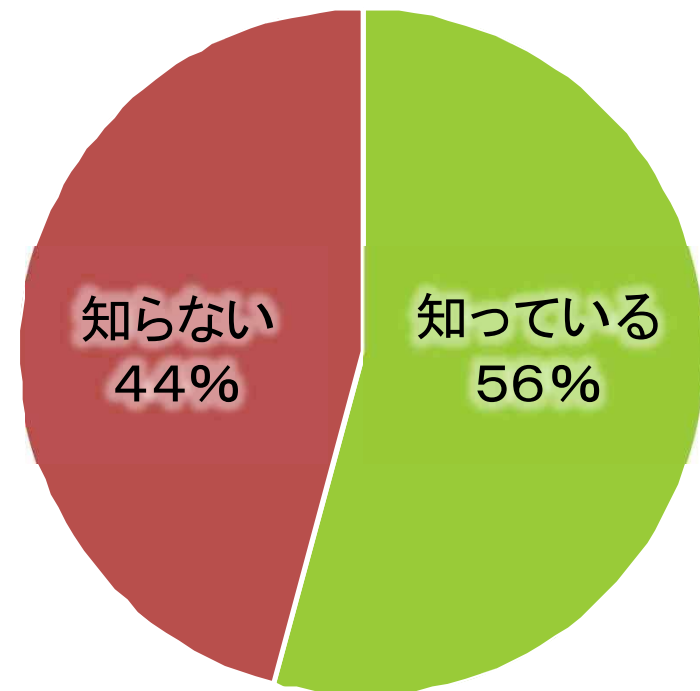
1. 居住地はどこになりますか

選択肢	回答数
市内	246
市外	195



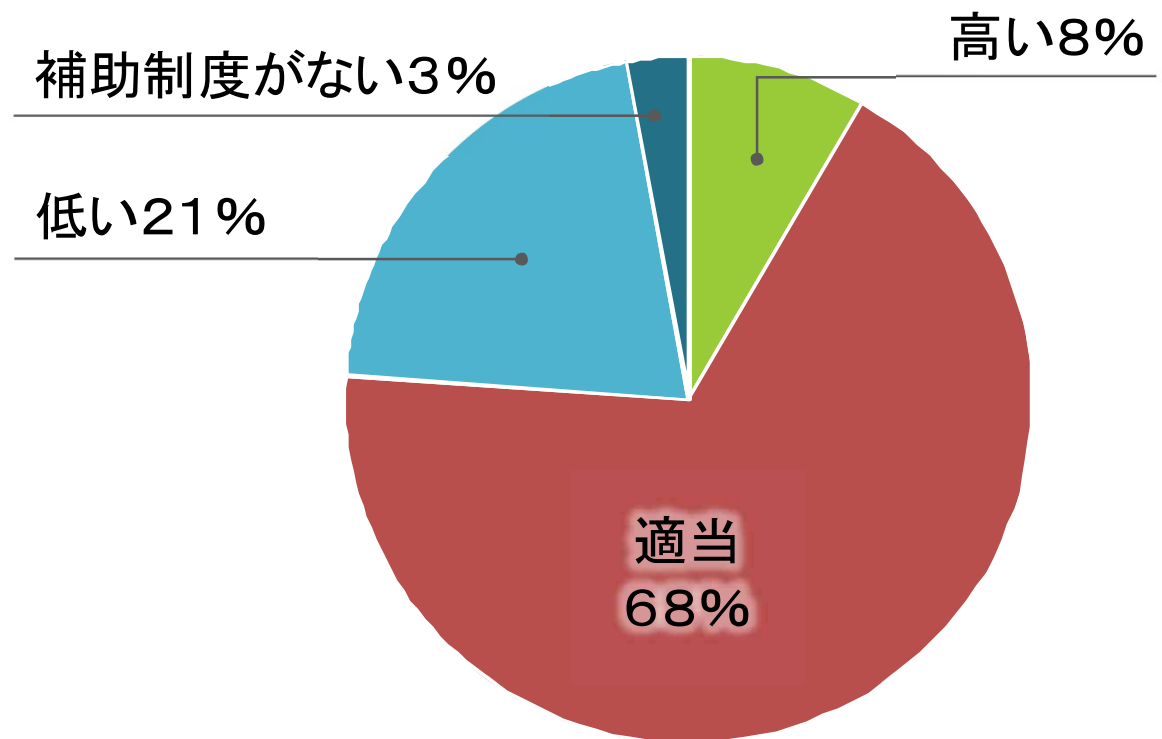
2. 居住地の補助制度の内容を知っていますか。(補助制度がないことを知っていることも含む。)

選択肢	回答数
知っている	239
知らない	202



3. 居住地の生ごみ処理機購入費補助制度の補助率をどのように考えていますか

選択肢	回答数
高い	20
適当	162
低い	50
補助制度がない	7

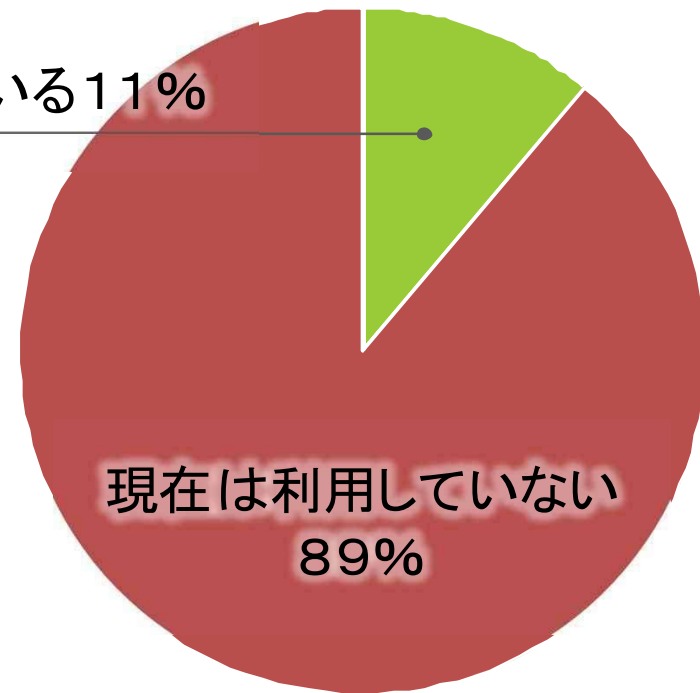


4. 生ごみ処理機を現在も使用していますか。



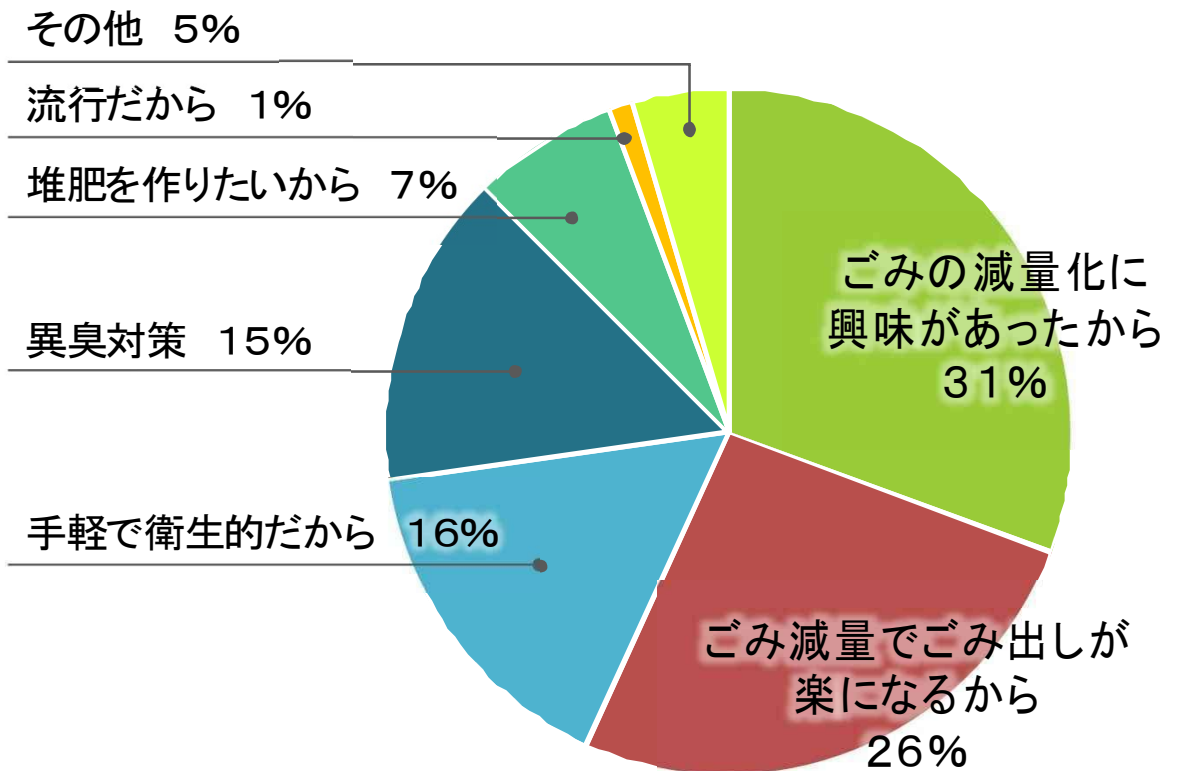
選択肢	回答数
利用している	49
利用していない	392

現在も利用している11%

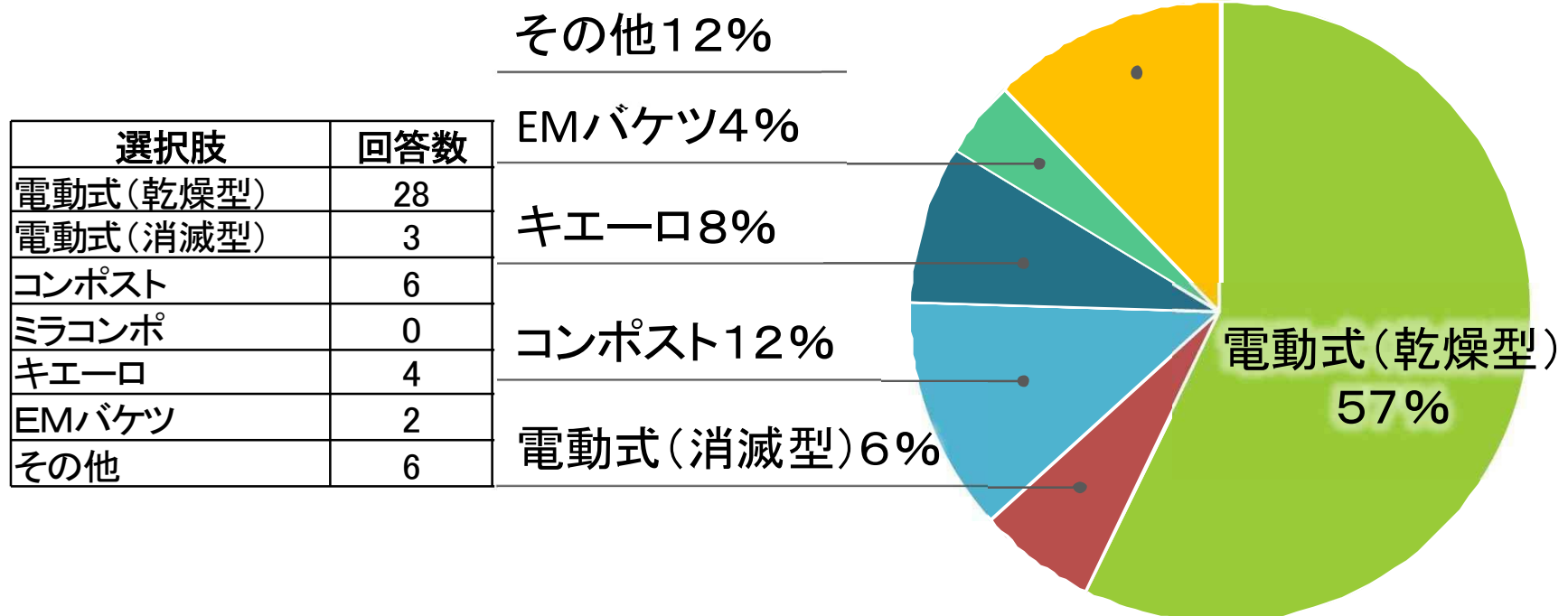


5. 利用を開始した理由は何ですか。(複数回答可)

選択肢	回答数
ごみの減量化に興味があったから	27
ごみ減量でごみ出しが楽になるから	23
手軽で衛生的だから	14
異臭対策	13
堆肥を作りたいから	6
流行だから	1
その他	4



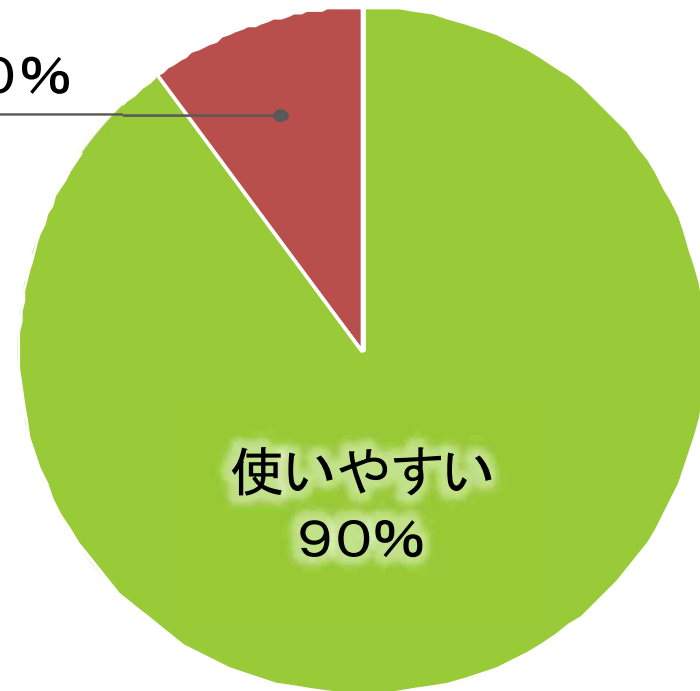
6. 利用している生ごみ処理機の機種は何ですか。(複数回答可)



7. 利用している生ごみ処理機の機種の使用状況はどうですか

選択肢	回答数
使いやすい	44
使いにくい	5

使いにくい10%



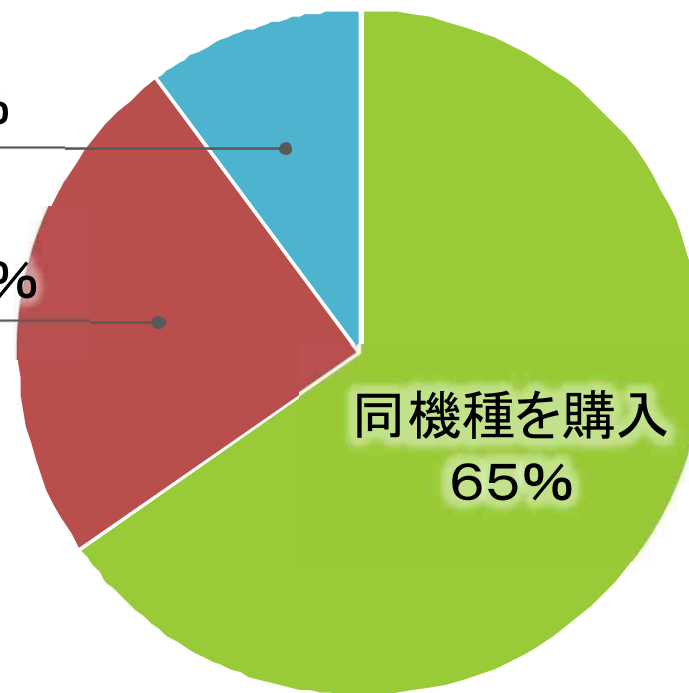
8. 今、利用している生ごみ処理機が破損、故障等により使用できなくなった場合には、どのようにされる予定ですか

選択肢	回答数
同機種を購入	32
他の機種を購入	12
もう使わない	5

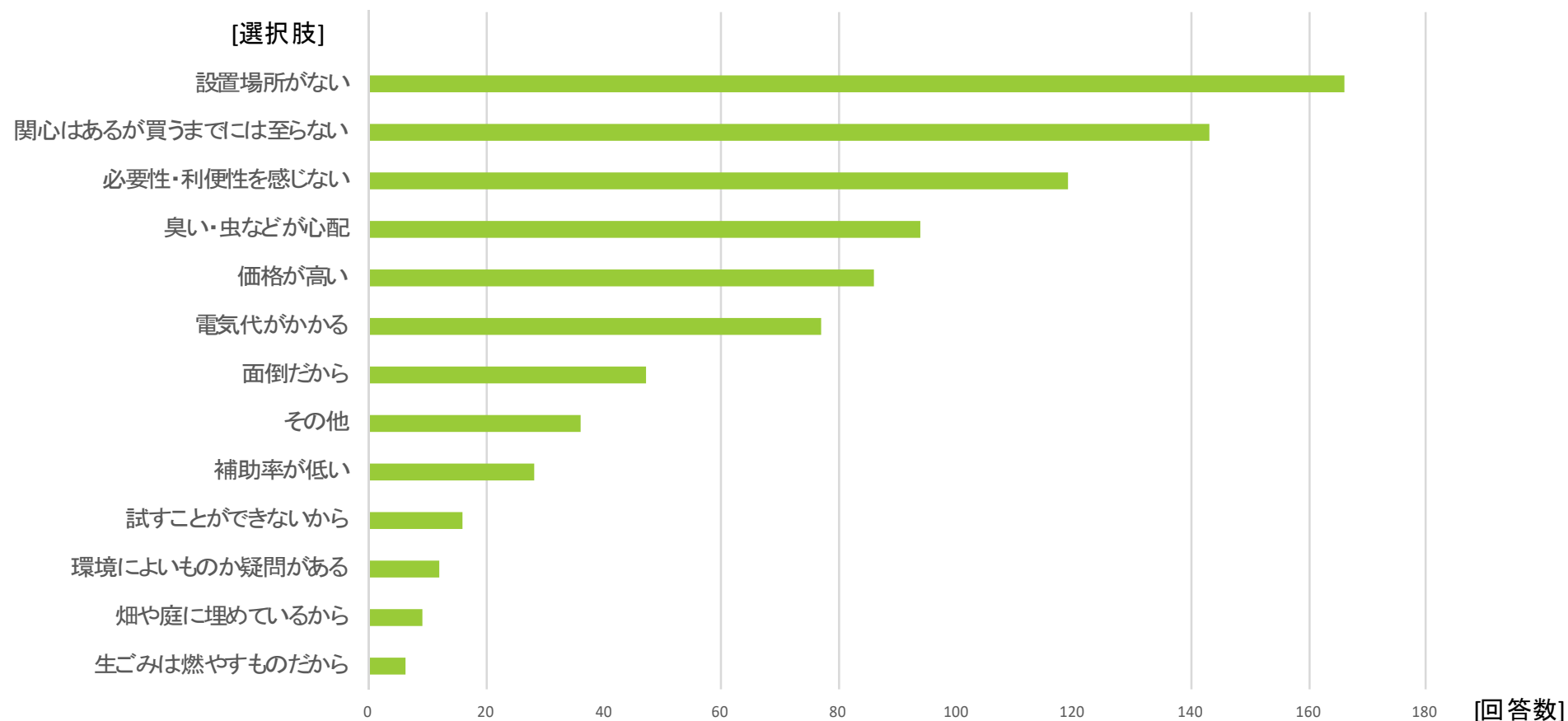
もう使わない10%

他機種を購入24%

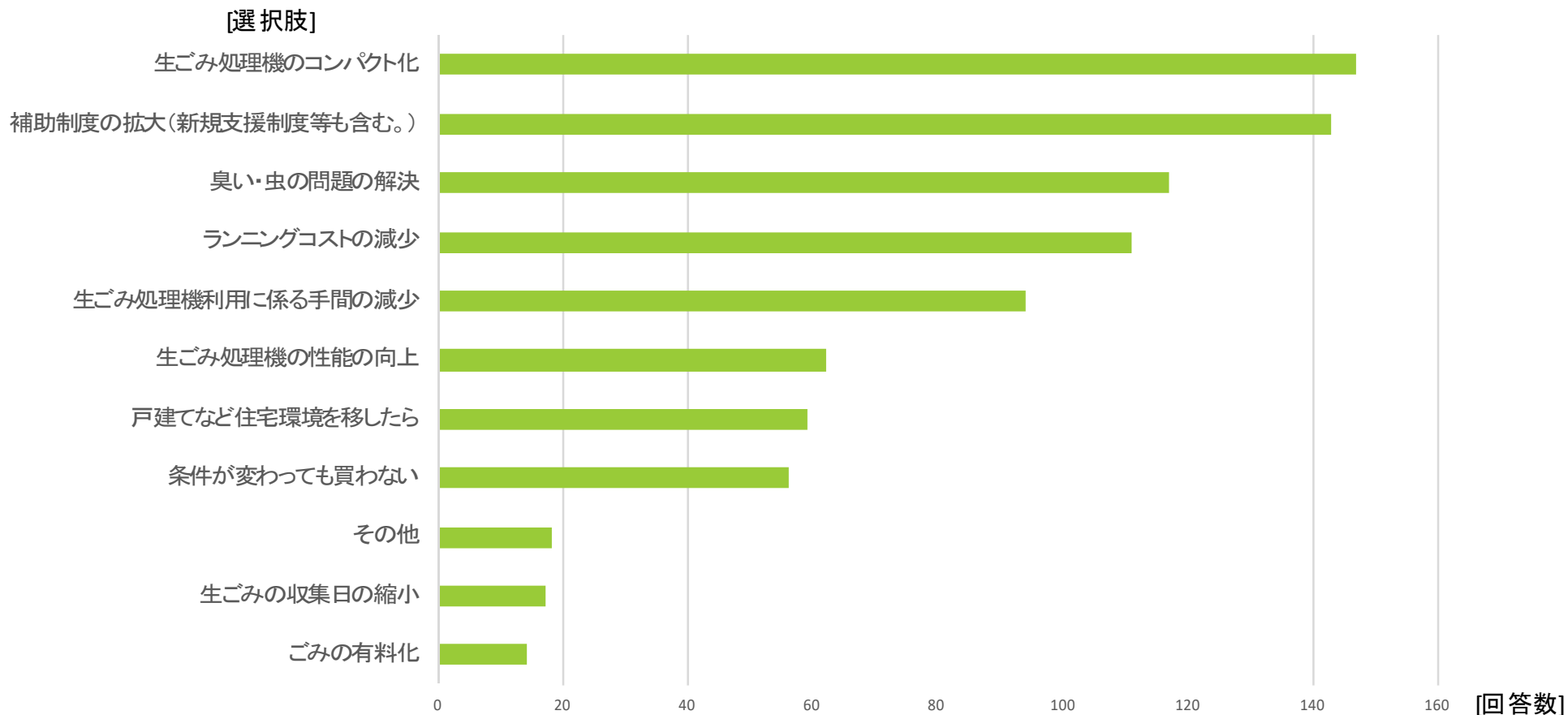
同機種を購入
65%



9. 利用していない理由は何ですか。(複数回答可)

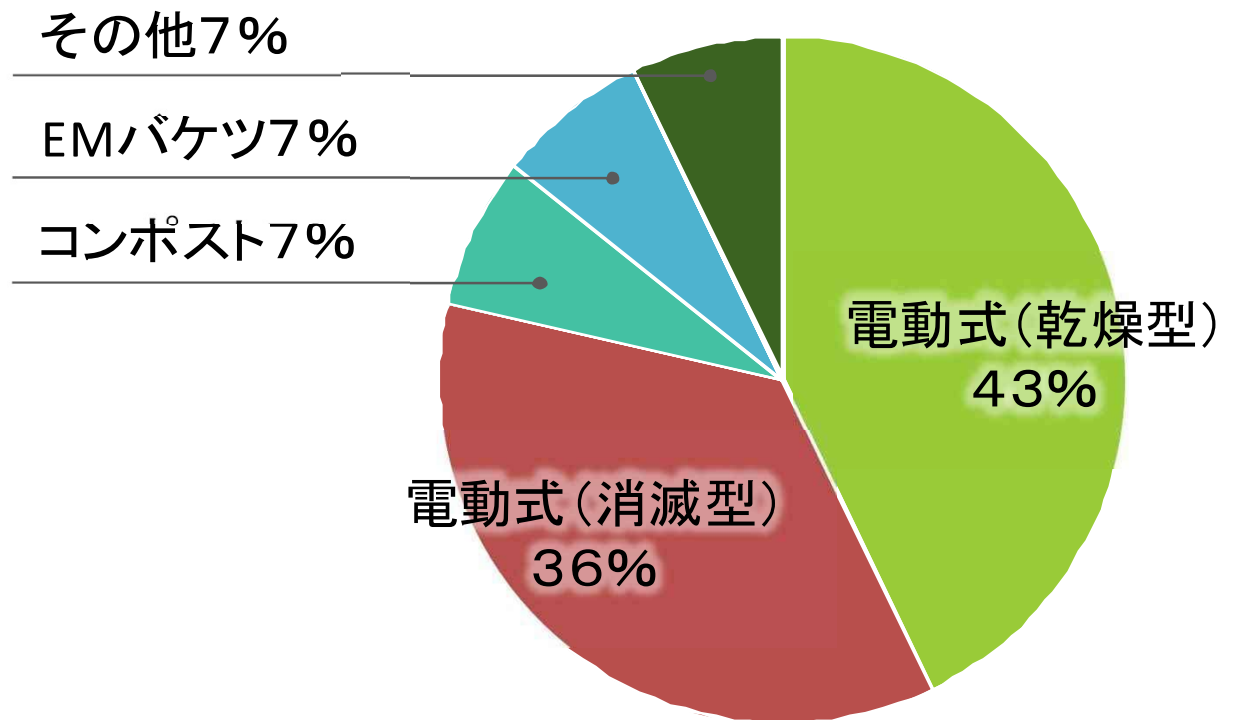


10. どのような面が改善されれば、生ごみ処理機を家庭で利用しますか。(複数回答可)



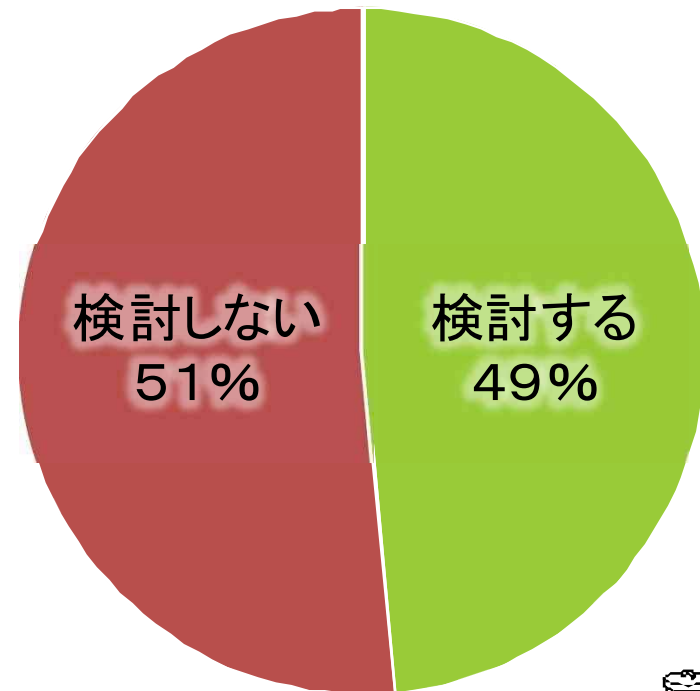
11. 今後、生ごみ処理機を利用するとして、どの機種を使いたいですか。(複数回答可)

選択肢	回答数
電動式(乾燥型)	6
電動式(消滅型)	5
コンポスト	1
ミラコンポ	0
キエーロ	0
EMバケツ	1
使いたくない	0
その他	1



12. 生ごみ処理機購入費補助制度以外にも生ごみ処理機に関連した支援（レンタル等）が受けられる場合、生ごみ処理機の導入を検討されますか。

選択肢	回答数
検討する	214
検討しない	227



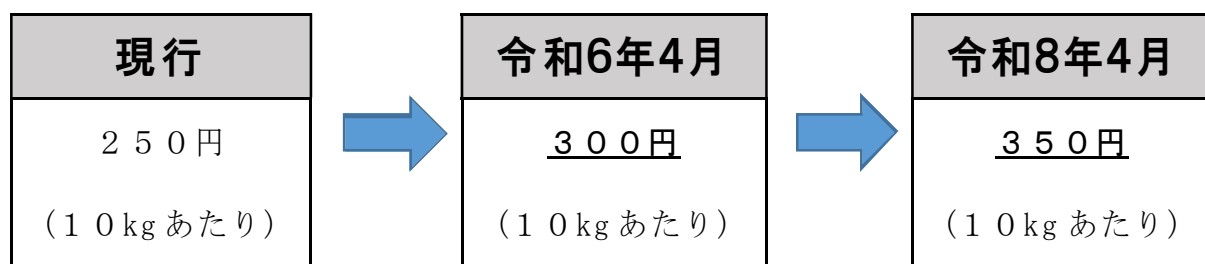
高座清掃施設組合における 事業系一般廃棄物搬入手数料の引き上げについて

高座清掃施設組合では、平成22年以降、10年以上にわたりごみ処理単価の改正が行われておらず、高座クリーンセンターの建設や消費税率の引き上げ等、ごみ処理に伴う財政負担が増加していました。

そのため、現行の手数料と廃棄物処理に係る費用との差額を解消し、受益者負担の適正化を図るため、高座清掃施設組合では令和5年6月30日の高座議会において、次のとおり手数料の改正を行い、その内容が可決されましたのでご報告します。

＜手数料の改正スケジュール＞

令和6年4月の改正より段階的に手数料の改正を行います。



＜継続した見直し＞

行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組、ごみ処理量の推移、物価変動、税制改正などの動向により変動します。そのため、受益と負担の適正化の観点から、継続的な見直しが必要であり、今後もおおむね5年ごとに検証を行う方針です。

環境審議会報告

事業系ごみ減量化取組み報告

はじめに

【事業系ごみ減量化審議に至った経緯】

ごみの減量化・資源化の課題が顕在化

平成26年度以降、ごみ量が横ばい又は増加傾向に転じ、更なるごみの減量化・資源化が喫緊の課題となる。

焼却施設や周辺住民への負担

一般廃棄物処理基本計画の目標値と乖離が生じている状況であり、高座クリーンセンターやその周辺住民へ与える負担を軽減させるため、ごみの減量化・資源化を行う必要がある。

家庭系ごみと共に、事業系ごみについても減量化策について諮問

※詳細は、別紙答申及び基本方針をご覧ください

【事業系ごみ減量化策 審議経過】

年 月	経 過
平成 2 9 年 5 月	「事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について」環境審議会へ諮問
平成 3 1 年 2 月 2 7 日	「事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について」環境審議会答申
平成 3 1 年 3 月	「海老名市事業系ごみ減量化基本方針（案）」策定
平成 3 1 年 4 月	基本方針（案）に対するパブリックコメントの実施
令和 元年 5 月 2 1 日	海老名市事業系ごみ減量化基本方針を決定

**基本方針策定から約 4 年が経過しました。
現在の事業系ごみ減量化取組み状況について
報告します。**

【基本方針の主たる内容】

- (1) 各事業所のごみ量や排出品目の割合は、事業規模や業種・業態、景気等に大きく左右されるため、統一した減量化策では一律の効果を上げがたい。

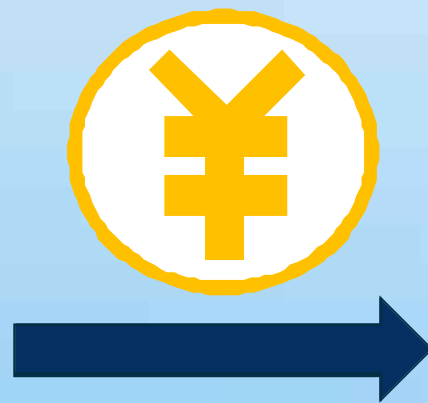
- ア 排出事業者個々の特性等を確認するため、きめ細やかな指導啓発への取組
- イ 排出事業者が自主的に減量化、資源化の促進をしやすいするための市の支援

- (2) 事業系ごみ減量化策は実施準備が整ったものから速やかに実施することとし、必要に応じて各機関と調整の上、適切な時期を見極めるものとする。

1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(1) 事業系一般廃棄物処理手数料見直し(基本方針4-(3)-①)

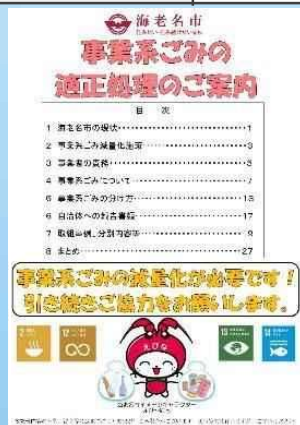
効 果	排出事業者にごみ減量化に対するインセンティブを与え、ごみ減量化を促進する。
実施状況	○令和5年5月に事業系一般廃棄物に係る収集運搬手数料の見直しを環境審議会へ諮問 ○令和5年6月30日に高座議会で搬入手数料の見直しの条例改正可決



1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(2) 事業系ごみ適正処理パンフレット改定(基本方針4-(1)-③)

効 果	排出事業者によるごみの減量化、資源化、適正排出の促進を図る。
実施状況	○令和2年9月に「海老名市事業系ごみの適正処理のご案内」を刷新。(P12からP28へ増量) 毎年更新を実施。 また、一般廃棄物と産業廃棄物の区別が分かる一覧表「事業系ごみ分け方・出し方」を新たに作成 ○広報や市ホームページで内容の周知を実施



1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(3) 多量排出事業所指導(基本方針4-(1)-①)

効 果	排出事業者のごみの適正排出、分別徹底指導により混入を減らし、ごみの減量化を図る。													
実施状況	○指導計画に基づき訪問指導を実施													
	<table><tr><th>年度</th><th>多量排出 事業所件数</th><th>訪問指導 件数</th></tr><tr><td>R 2</td><td>9 2 件</td><td>3 0 件</td></tr><tr><td>R 3</td><td>8 7 件</td><td>9 件</td></tr><tr><td>R 4</td><td>9 2 件</td><td>2 3 件</td></tr></table>		年度	多量排出 事業所件数	訪問指導 件数	R 2	9 2 件	3 0 件	R 3	8 7 件	9 件	R 4	9 2 件	2 3 件
	年度	多量排出 事業所件数	訪問指導 件数											
	R 2	9 2 件	3 0 件											
	R 3	8 7 件	9 件											
R 4	9 2 件	2 3 件												
○訪問指導時に、パンフレットを配布し、指導効率向上に努めている。														
○評価判定表により各訪問先で評価を実施。事業所ごとに傾向も掴みつつ、優良取組事例についても広報・パンフレットに掲載														

1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(4) 収集運搬許可業者講習会開催(基本方針4-(1)-②)

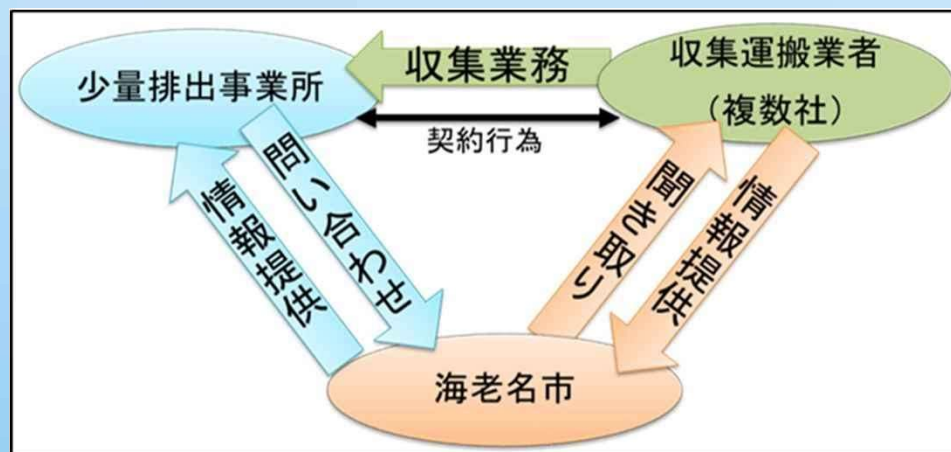
効 果	許可更新時に収集運搬業者向けの講習会を開催し、廃棄物に対する意識・知識の向上を図る。
実施状況	○令和3年度から新たな許可証交付時に講習会を実施。講習会参加を条件とし、法的知識等を深めてもらう。 ○高座清掃施設組合職員と共に講習会を実施することで、搬入時の混入に関する指摘も実施している。



1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(5) 少量排出事業者への情報提供(基本方針4-(2)-③)

効 果	少量排出事業者が収集運搬業者を探す手間を支援することで、適正排出を促す。
実施状況	○一般廃棄物処理業許可業者から聞き取りを行い、受託条件（量・品目・時間など）を一覧化して市で公表。情報提供を行うと共に、不適正排出を確認した場合に案内として渡している。

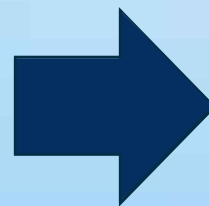


新規契約	早朝・夜間収集	土・日・祝日の収集	臨時収集	少量不定期排出・収集
○ (応相談)	—	○	○	○ (応相談)
○ (応相談)	○ (応相談)	○ (応相談)	○ (応相談)	○ (応相談)

1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(6) 生ごみ処理機に関する支援制度 (基本方針4-(2)-①)

効 果	飲食店等の厨芥類の減量を図るため、生ごみ処理機の利用を実感や利用促進をしてもらい、購入促進につなげる。
実施状況	○令和4年8月から貸出制度及び電動式生ごみ処理機の補助台数を1台⇒3台に拡充を開始。 ○商工会議所常議員会への情報提供や訪問指導時に制度の案内を継続して実施



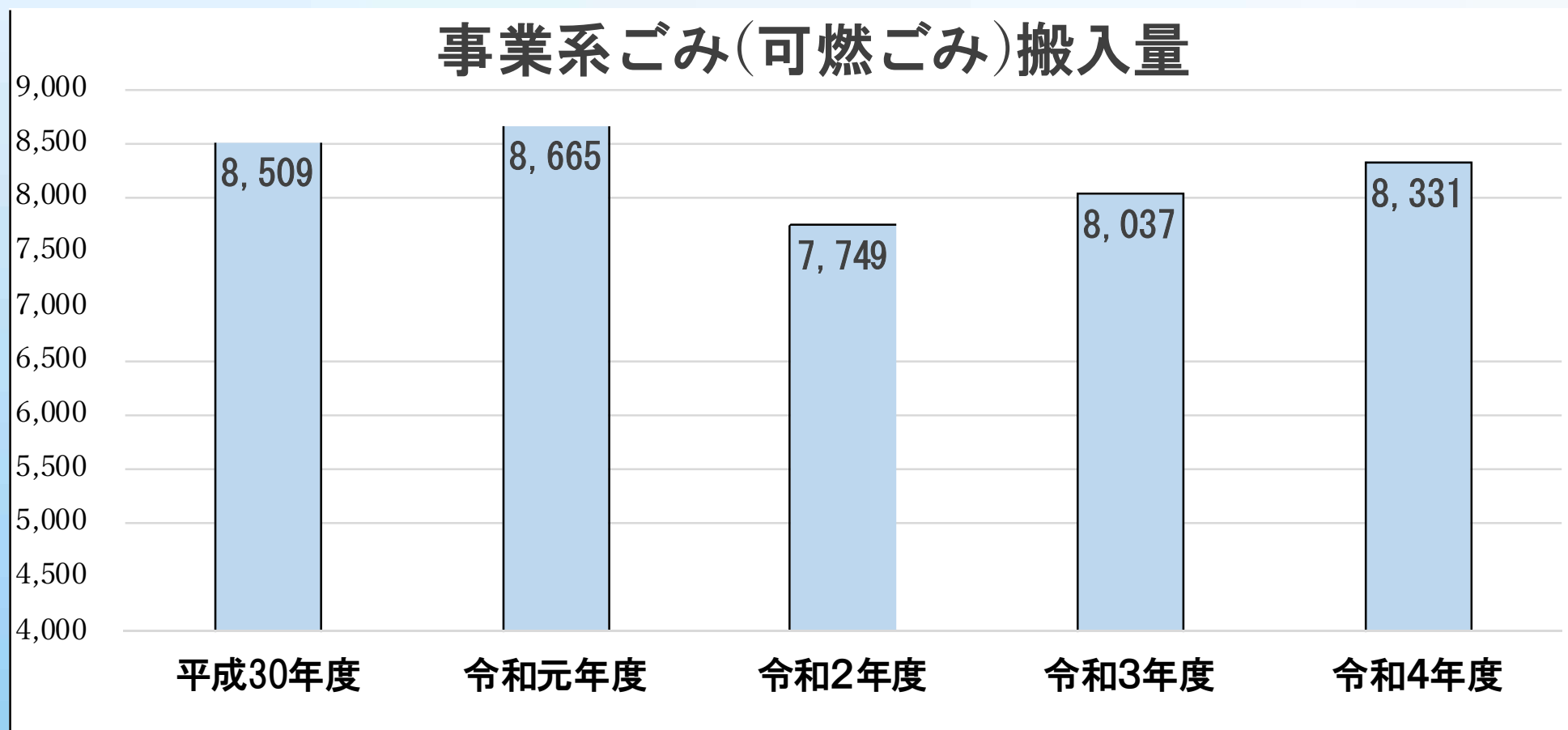
1 市の事業系ごみ減量化の取り組み

(7) 高座清掃施設組合搬入物検査(基本方針4-(3)-②)

効 果	本来搬入されてはいけない産業廃棄物（廃プラスチック、缶、びんなど）の混入検査を行い、適正処理・可燃ごみの減量を図る。
実施状況	○新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、高座清掃施設組合では搬入物検査を中止（袋破袋を伴わない目視の検査は継続） ○具体的な再開時期については示されていないが、新型コロナウイルスが5類に移行したことから早期に再開をしてほしい旨を今年度実施された会議の場で高座清掃施設組合へ伝える。



2 事業系ごみ(可燃ごみ)搬入量実績



3 総括

- ごみ量については、新型コロナウイルス感染症が終息方向に向かい、5類にも移行したことから事業活動と共にごみ量も戻り始めたものと考えられる。
- 事業系ごみ減量化施策は、統一した減量化策で一律の効果を上げることが難しく、その効果も即時に発揮するものとは限らないと考える。



引き続き、ごみ減量化施策の導入とその効果検証を繰り返しながら、効果的な施策導入に取り組んでいきます。

(案)

海環審第 号

令和5年7月 日

海老名市長

内 野 優 殿

海老名市環境審議会

会長 氏 家 康 太

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

令和5年5月23日付け海環発第17-3号をもって諮問のありました標記の件について、令和5年7月27日開催の海老名市環境審議会において審議した結果を以下のとおり答申します。

答申内容 ○手数料算出方法については、「収集運搬経費」÷「ごみ処理量」とする
原価計算方式に基づき手数料算出する。

○改定時期については、最低半年程度の周知期間は必要である。

○激変緩和措置については、必須ではない。

○5年に1回の周期で見直しの検討を行う。

○なお、廃棄物の収集運搬に当たっては、定額制などの収集方法や夜間
収集などの料金の割増など手数料に係る様々な要素が存在するため、
その点について配慮願いたい。